


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書等の添付書類の省略についての規定を追加する。 ②下記の様式に個人番号欄を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1号様式 (介護保険利用者負担額減額・免除申請書) ・第6号様式の3 (介護保険支払方法変更(償還払化)記載に係る弁明書) ・第6号様式の5 (介護保険支払方法変更(償還払化)記載消除申請書) ・第6号様式の13 (介護保険給付額減額等記載消除申請書) ・第9号様式 (介護保険料減免・徴収猶予申請書) <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人番号の活用により、行政運営の効率化が図られ、市民の利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月 文書課において審査済み 				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、改正事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。